

喀痰吸引等制度施行後の状況 (H25年2月末現在値)

○登録特定行為事業者数

(事業所種別)

計	老人福祉法・介護保険法関係の施設・事業所	障害者自立支援法・児童福祉法(障害児)関係の施設・事業所	その他
8,991事業所	7,044事業所	1,779事業所	168事業所

(実施可能な特定行為別) ※重複あり

口腔内の喀痰吸引	鼻腔内の喀痰吸引	気管チューブ内部の喀痰吸引	胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	経鼻経管栄養
8,270事業所	2,667事業所	1,698事業所	6,956事業所	678事業所

○登録研修機関数

		研修機関数	受講予定者数
計		154	8,054人
第1号+第2号小計		69	3,258人
	第1号研修	35	2,360人
	第2号研修	34	898人
第3号研修		85	4,796人

○認定特定行為業務従事者認定証件数（経過措置対象分）

ALS（筋萎縮性側索硬化症）患者の在宅療養の支援について」（平成15年7月17日医政発第0717001号 厚生労働省医政局長通知）	盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の取扱いについて（平成16年10月20日医政発第1020008号 厚生労働省医政局長通知）	在宅におけるALS以外の療養患者・障害者に対するたんの吸引の取扱いについて（平成17年3月24日医政発第0324006号 厚生労働省医政局長通知）	特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて（平成22年4月1日医政発0401第17号 厚生労働省医政局長通知）	左記小計 ※実質的違法性阻却通知
6,414人	5,621人	15,593人	147,485人	175,113人

介護職員によるたんの吸引等の試行事業（不特定多数の者対象）（平成22年度老人保健健康増進等事業「介護職員によるたんの吸引等の試行事業の研修のあり方に関する調査研究事業）	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業の実施について（平成23年10月6日老発1006号第1号 厚生労働省老健局長通知）	介護職員によるたんの吸引等の試行事業（特定の者対象）	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業（特定の者対象）の実施について（平成23年11月11日障発1111第2号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）	計
46人	2,334人	17人	7,795人	185,305人

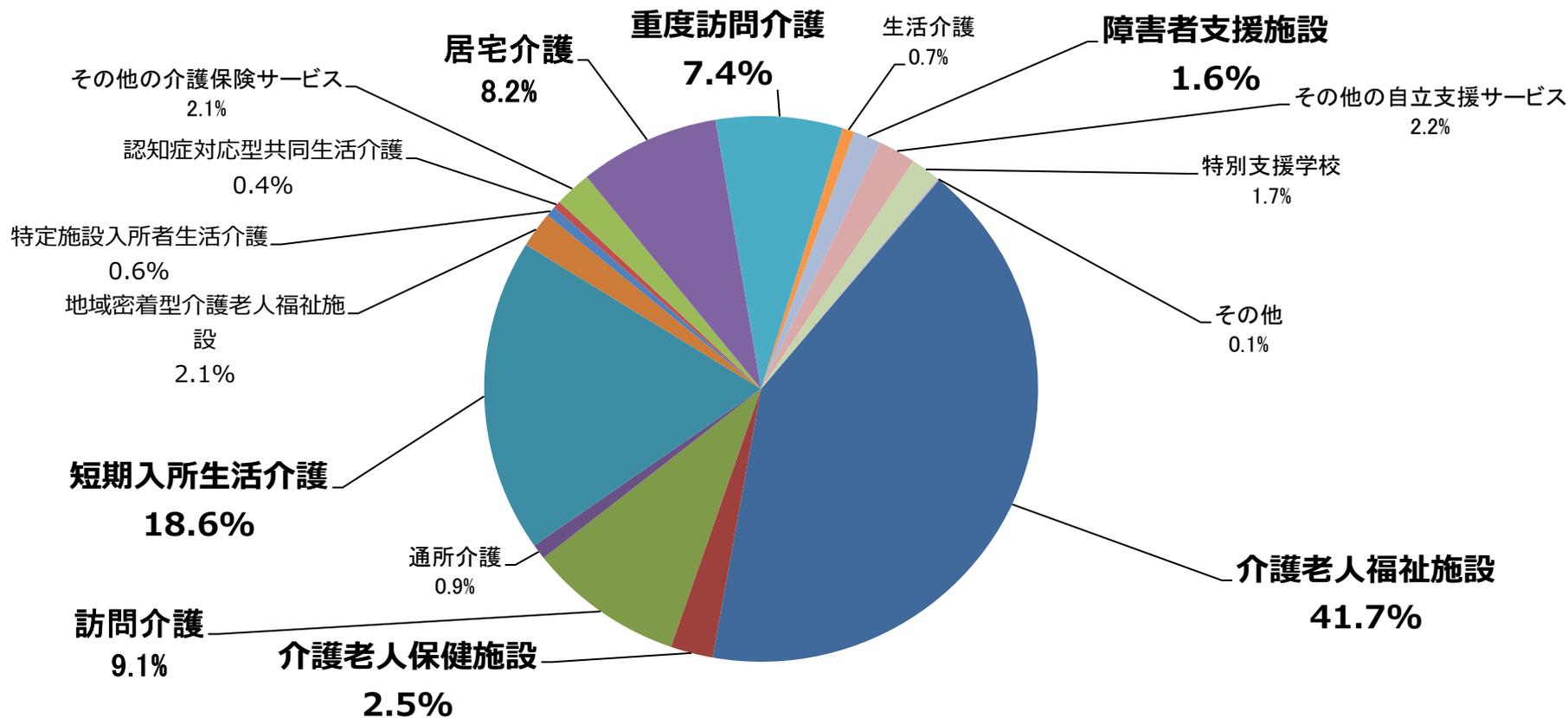
○認定特定行為業務従事者認定証件数

第1号研修	第2号研修	第3号研修	計
67人	309人	3,425人	3,801人

※現在のところ、法施行下での研修実施状況として、H24年度新規は実施中であるため、当該件数については、昨年度からの継続研修の修了に基づく認定件数が中心。

〈参考〉登録特定行為事業者（事業所別か所数／構成割合(グラフ)）

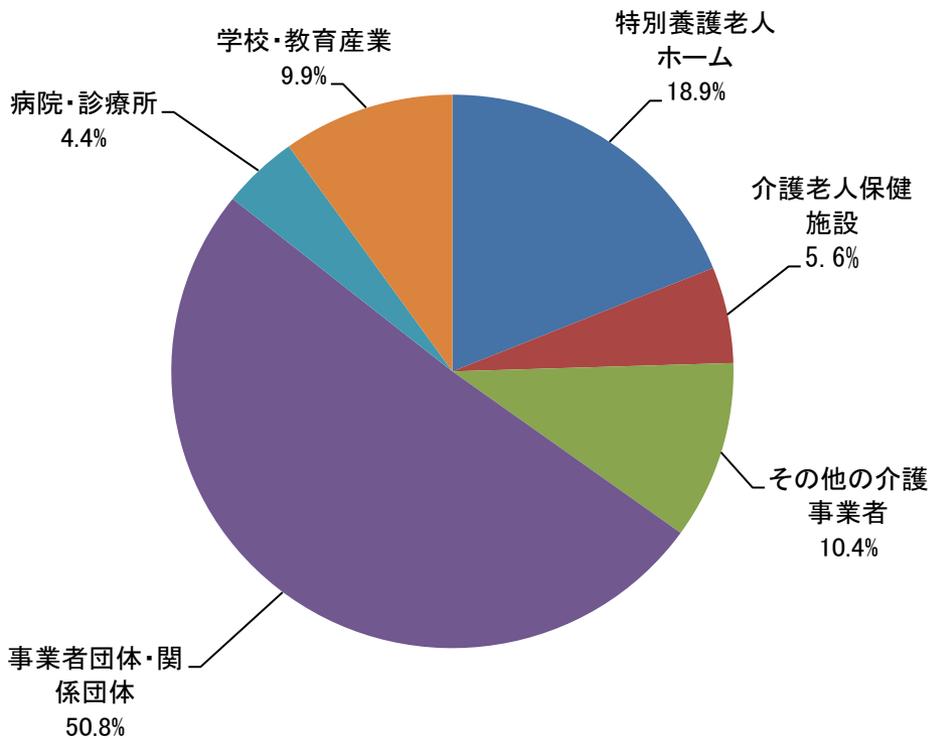
		(か所)			(か所)
介護保険	介護老人福祉施設	3,815	自立支援	居宅介護	751
	介護老人保健施設	227		重度訪問介護	678
	訪問介護	832		生活介護	64
	通所介護	82		障害者支援施設	147
	短期入所生活介護	1,702		その他の自立支援サービス	201
	地域密着型介護老人福祉施設	194	他	特別支援学校	159
	特定施設入所者生活介護	54		その他	9
	認知症対応型共同生活介護	41			
	その他の介護保険サービス	196			



〈参考〉登録研修機関（機関数／受講予定者数構成割合(グラフ)）

機関数(第1・2号研修)		機関数(第3号研修)	
特別養護老人ホーム	16	ヘルパー事業所	18
介護老人保健施設	12	訪問看護ステーション	5
その他の介護事業者	17	その他の自立支援事業者	21
事業者団体・関係団体	7	事業者団体・関係機関等	9
病院・診療所	7	特別支援学校・教育委員会	22
学校・教育産業	10	その他	10
計	69	計	85

受講予定者数(第1・2号研修)



受講予定者数(第3号研修)

